

広報ひこね 6 月 15 日号の表紙（1 ページ）の「新型コロナウイルス感染症に関連する市独自の支援策」内において、「水道基本料金の免除」「国民健康保険料の免除」の対象について、誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正いたします。

新型コロナウイルス感染症に関連する市独自の支援策

※今後、市議会での審議・議決を経て実施する事業を含みます。

申し込み開始日など、各種支援策の詳細は彦根市ホームページで随時、更新します。▶



対象		内容	問い合わせ先	
新型コロナの影響で生活にお困りの人		【生活支援緊急相談窓口】生活の不安などの相談を伺い、必要な支援につなげます。	コールセンター ☎0120-66-3792	
全世帯		1 人につき 2,000 円分のカatalogギフト（市内のお勧め品、食事券など）を市内全世帯へ配布	地域経済振興課 ☎30-6119 FAX24-9676	
世帯・個人	妊婦	妊婦 1 人につき 10 万円を支給（4 月 27 日時点で妊娠し、6 月 1 日までに妊娠届出書を提出した人。令和 3 年 1 月 11 日以降の出産予定日の人を除く）	健康推進課 ☎24-0816 FAX24-5870	
	子ども・子育て世帯	子ども	子ども 1 人につき 1 万円、高校生世代は 5 千円増額して支給（平成 14 年 4 月 2 日から令和 2 年 6 月 30 日までに生まれた人）	子ども・若者課 ☎49-2251 FAX26-1768
			小・中学生 1 人につき図書カード 5,000 円分を配布	学校教育課 ☎24-7973 FAX23-9190
	ひとり親世帯	児童扶養手当支給対象の子ども 1 人につき 1 万円を加算支給	子育て支援課 ☎26-0994 FAX26-1768	
本市と給水契約している全ての人		水道基本料金の免除（7 月検針分以降、4 か月間）	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433	
国民健康保険被保険者		国民健康保険料の免除 6 月（第 1 期）と 7 月（第 2 期）	保険料課 ☎30-6145 FAX22-1398	
税金などの支払いが難しい人		上下水道料金の支払猶予	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433	
		国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払猶予	保険料課 ☎30-6145 FAX22-1398	
		市税の支払猶予	納税課 ☎30-6109 FAX22-1398	
		市営住宅家賃の減額・支払猶予	建築住宅課 ☎30-6123 FAX24-8517	

対象		内容	問い合わせ先
滋賀県の休業要請に協力した事業者		中小企業など：一律 20 万円 個人事業主：一律 10 万円 県の制度とは別に支給 ※県の休業要請対象施設のうち、県制度に該当しない事業者も一部適用	地域経済振興課 ☎30-6119 FAX24-9676
ウイルス感染対策のための設備投資を行う事業者		感染症対策のための設備投資に最大 10 万円補助（空気清浄機、パーテーション、換気設備など。事前にお問い合わせください）	
本市と給水契約している全ての事業者		水道基本料金の免除（7 月検針分以降、4 か月間）	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433
税金などの支払いが難しい事業者		上下水道料金の支払猶予	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433
		市税の支払猶予	納税課 ☎30-6109 FAX22-1398